

◎佐賀県条例第47号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例等の一部を改正する条例
 (佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部改正)

第1条 佐賀県職業能力開発促進法施行条例(平成23年佐賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(施設外で行うことができる職業訓練等)</p> <p>第3条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(施設外で行うことができる職業訓練等)</p> <p>第3条 法第15条の7第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 法第15条の7第3項の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(佐賀県立産業技術学院条例の一部改正)

第2条 佐賀県立産業技術学院条例(昭和44年佐賀県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(訓練課程)</p> <p>第2条 佐賀県立産業技術学院(以下「学院」という。)において行う普通職業訓練(法第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。)の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(訓練課程)</p> <p>第2条 佐賀県立産業技術学院(以下「学院」という。)において行う普通職業訓練(法第15条の7第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。)の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。</p> <p>2 略</p>

(佐賀県屋外広告物条例の一部改正)

第3条 佐賀県屋外広告物条例(昭和39年佐賀県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(業務主任者)</p> <p>第17条の10 屋外広告業者は、県内において営業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に規定する業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6</u> <u>第1項</u>及び<u>第24条第3項</u>の職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者</p> <p>2 略</p>	<p>(業務主任者)</p> <p>第17条の10 屋外広告業者は、県内において営業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に規定する業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7</u> <u>第1項</u>及び<u>第24条第3項</u>の職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。